

神栖市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組みの方針～

平成27年2月
神栖市通学路安全対策推進会議

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受け、神栖市では、平成24年8月に小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議してきました。

引き続き通学路の安全点検に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「神栖市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 神栖市通学路安全対策推進会議の設置

各関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「神栖市通学路安全対策推進会議」を設置しました。

- (1) 茨城県潮来土木事務所
- (2) 神栖警察署
- (3) 神栖市立小中学校交通安全担当者
- (4) 神栖市教育委員会学務課
- (5) 神栖市教育委員会教育指導課
- (6) 神栖市都市整備部道路整備課
- (7) 神栖市生活環境部防災安全課
- (8) その他教育委員会が特に必要と認めた者

※(2)については平成29年4月1日より神栖警察署の開署に伴い鹿嶋警察署から神栖警察署へ変更となった。

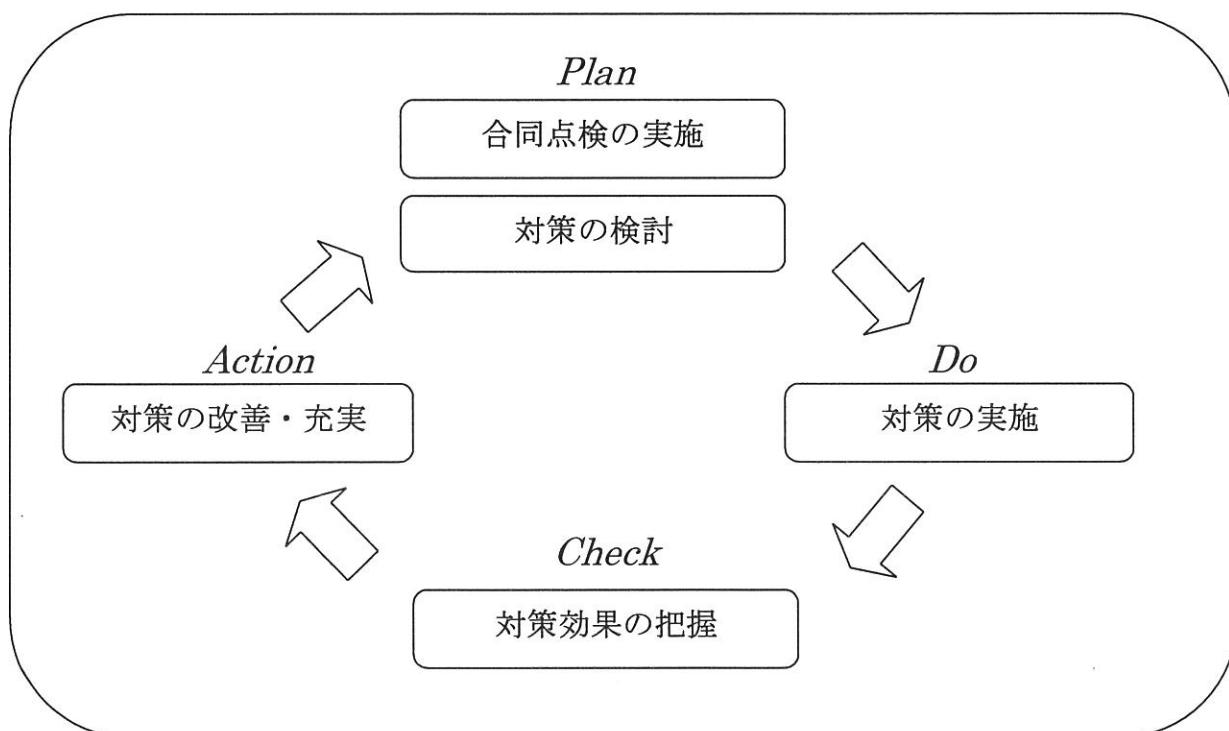
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

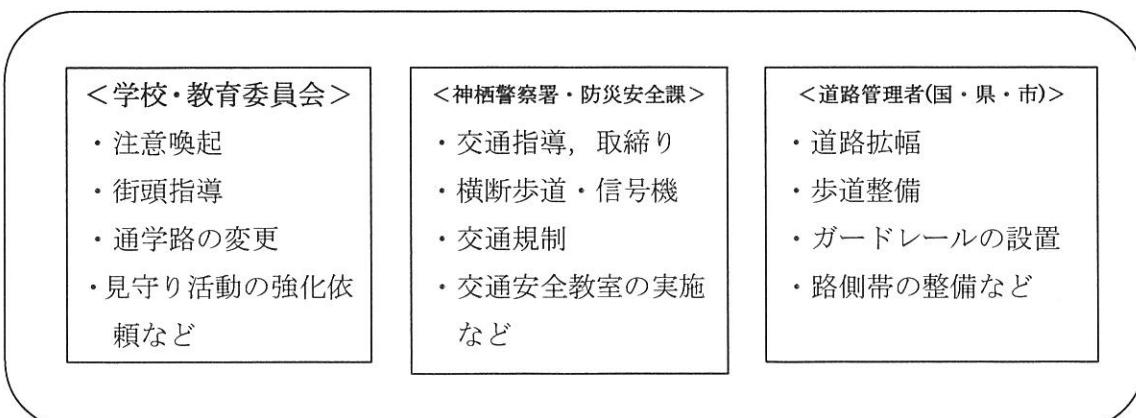
通学路の安全を確保するために、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして実施し、通学路での児童生徒の安全を図っていきます。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】



【具体的な対策例】



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期

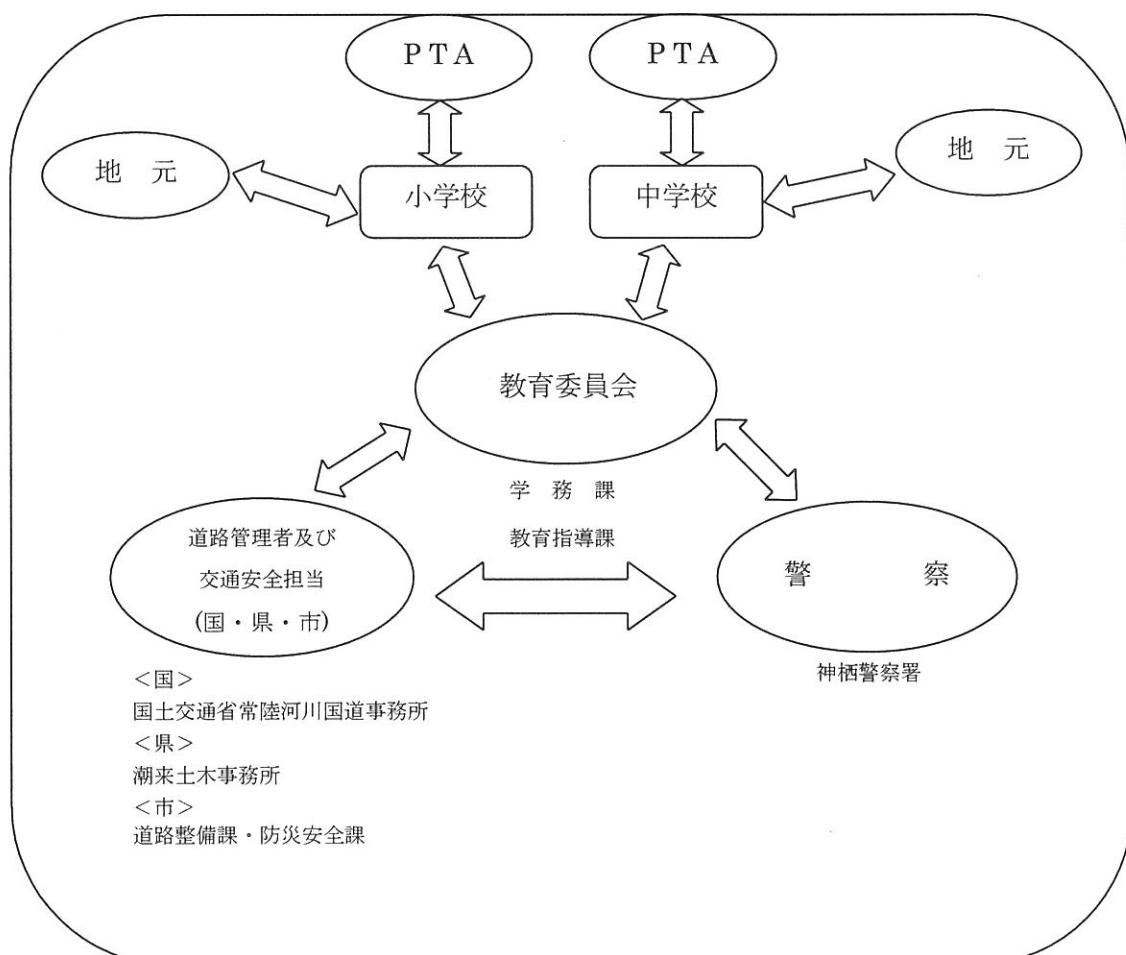
(I) 市内の各小中学校の通学路の合同点検を実施します。点検及び点検時期は協議会において協議の上、決定します。

(II) 効率的・効果的に合同点検を行うため、各通学区内の危険箇所を事前にリストアップし、内容選定のうえ、重点課題を設定し、合同点検を行います。

② 合同点検の体制

小中学校ごとに学校、学務課、防災安全課、道路整備課、神栖警察署、潮来土木事務所等が参加する合同点検を行います。

【通学路安全推進会議（関係機関連携）】



(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策・改善必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や看板設置のようなハード面の対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト面の対策など、対策・改善箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間の連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小中学校等を通じて、対策効果の把握をします。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。